「鳥取市自治基本条例見直し(案)」について

本市では、まちづくりの基本ルールを明らかにした「鳥取市自治基本条例」を、平成 20 年 10 月 1 日に施行しました。本条例は、条例施行日から 4 年を超えない期間ごとに、条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討することを規定しています。

この条例の見直しにあたっては、令和6年2月の市長の諮問に基づき、「鳥取市市民自治推進委員会」(公募による市民など10人で構成)による審議が行われ、その結果を踏まえて令和6年8月に「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」が市長へ提出されました。

このたび、この答申書の趣旨に基づき、第2条(定義)、第5条(参画と協働の原則)、第13条(コミュニティ)、第24条(危機管理)の条文を見直し、新たに「事業者」に関する条項を追加することとしました。

この見直しの内容について、市民の皆さまからのご意見を十分に考慮した条例の改正案を作成して参りますので多くのご意見をお寄せください。

1 | 提出期間

令和7年4月1日(火)から令和7年4月25日(金)17時まで(必着)

2 |提出方法

- (1) 様式は問いません。
- (2)住所及び氏名を明記の上、郵送、持参、FAX、電子メール又は本市公式ウェブサイト(とっとり電子申請サービス)のいずれかでご提出ください。

3 | 資料の設置場所

- (1) 市役所本庁舎 総合案内(1階)、協働推進課(2階27番窓口)
- (2) 市役所駅南庁舎 総合案内(1階)
- (3) 各総合支所 地域振興課
- (4) 各地区公民館

4 |提出先・問い合わせ先

〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地 鳥取市役所 市民生活部協働推進課

[電話] 0857-30-8176

「ファクシミリ 0857 - 20 - 3919

[電子メール] kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

「鳥取市自治基本条例見直し(案)」について

1 「自治」を定義に加え、「協働」の定義をより明確にします。

(1) 見直しの理由

「自治」は、本条例の名称及び条文で使用し、まちづくりの基本用語として用いていますが、現行条例の定義には規定されていません。また、近年の自治会加入率の低下をはじめ、「自治」に関心を持つ市民の皆さんが減っている状況も見られます。「自治」をより身近な言葉に感じていただけるように、定義へ規定し、自治の基本理念に基づくまちづくりを推進します。

また、「協働」は、本条例において重要な用語ですが、「協同」又は「共同」のように同じ読み方の言葉が複数あり、意味を想起しにくい言葉であることから、より具体的な表現にして定義します。

(2) 条文の見直し案

変更後	変更前
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによります。
(1)~(3)略	(1)~(3)略
(4) 自治 市民及び市が主体となって、まちづくりを自ら考え 進めていくことをいいます。	
(5) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。	(4)参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
(6) 協働 市民及び市が、共通の目的のために、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。	(5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、 互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うこと をいいます。
(7)以下略	(6)略

2 「事業者」を明記します。

(1) 見直しの理由

民間企業等の事業者による地域活動への参画が進んでいますが、本市においても「公民連携デスク」を開設するなど事業者との協働を進めています。市又は地域の課題解決及び持続可能で豊かな地域社会の実現において、事業者が与える影響は大きく、その存在は欠かせないものとなっています。

自治の主体である事業者と、参画と協働のまちづくりに取り組む姿勢を明確にするため、第2条(定義)に「事業者」を明記し、「第4章 自治を担う主体の青務等」の「第1節 市民」へ「事業者」に関する新しい条文を追加します。

(2) 条文の見直し案

変更後	変更前
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによります。
(1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人 又は市内において事業若しくは活動を行う <mark>個人若しくは</mark> 団体 (以下「事業者」といいます。)	(1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人 又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
(2)以下略	(2)以下略

(事業者の権利)

第9条 事業者は、地域社会に関わる多様な主体の一員として、市及び市民と協働し、まちづくりに参画することができます。

2 前項の場合において、事業者は、地域社会と協調し、地域の発展に寄与するよう留意するものとします。

3 | 市民の責務・役割に配慮した「参画と協働の原則」を追加します。

(1) 見直しの理由

鳥取市自治基本条例は、第8条(市民の責務)等の条文*1で、市民の責務及び役割を規定しています。鳥取市市民自治推進委員会からは、条例で市民の責務等が明記されていることに対して、市民が抵抗感を持つこと及びやむを得ない事情により責務を果たせない市民が批判の対象となることが、自治の委縮につながる懸念があるという意見が出されました。まちづくりへの参画及び協働は、各自治の主体に強要されるものではなく、自発的な意思により、できる範囲で行われるものであることを明示する必要があると考えます。そのため、市民の位置づけが明確な現行条文を活かしつつ、まちづくりに参画及び協働するに当たっては、「自らの意思に基づき、それぞれの可能な範囲」で取り組むことを「参画と協働の原則」として明記します。

(2) 条文の見直し案

変更後	変更前
(参画及び協働の原則) 第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解 と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。	(参画及び協働の原則) 第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解 と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。
2 市民は、自らの意思に基づき、それぞれの可能な範囲に おいて、まちづくりに参画及び協働するものとします。	
3 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。	2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、 市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。
4 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を 受けることがないように配慮します。	3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を 受けることがないように配慮します。

- *1 市民の責務・役割を規定する条文
- (1) 第8条(市民の責務)

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。
- (2) 第13条 (コミュニティ) 第2項
 - 2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。
- (3) 第24条(危機管理)第3項
 - 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、協力体制の整備に努めます。

4 「コミュニティ」を「地域活動団体」・「非営利活動団体」に分けて明記します。

(1) 見直しの理由

条例で用いられている「コミュニティ」*2という言葉は今回の見直しの以前から、「あいまいな言葉であり、見直しが必要ではないか」という意見が挙がっていました。地域社会における「コミュニティ」の重要性は高まる一方ですが、担い手不足等の様々な課題が発生し、市民の皆さんと「コミュニティ」との関わりも希薄になっています。この現状を踏まえ、「コミュニティ」の存在及び重要性を明確に示し、「コミュニティ」をより身近な存在として、市及び市民が将来にわたって守り育てられるように、「コミュニティ」を「地域活動団体 |及び「非営利活動団体 |に分けて具体的に規定します。

併せて、現行条文の第 13 条第 4 項から同条第 5 項にかけて規定する「市長」と「コミュニティ」の関係を示す条文は、いずれも市長が行うことであるため 1 つの条文に集約して整理します。

(2) 条文の見直し案

変更後	変更前
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによります。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによります。
(1)~(6)略	(1)~(5)略
(7)地域活動団体 市内の一定の地域を基盤とした市民によって構成され、地域の課題の解決及び相互の連携を図るための公益性を有する活動を行う自治会、まちづくり協議会及びその他の組織をいいます。 (8)非営利活動団体 共同体意識を基盤としたつながりのもとで形成され、公益性を有する活動を行う組織をいいます。	(6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつなが りのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有す る活動を行うものをいいます。

<u> </u>	
第5章 <mark>地域活動団体及び非営利活動団体 (地域活動団体及び非営利活動団体)</mark> 第13条 市民及び市は、 <mark>地域活動団体及び非営利活動団体 (以下「地域活動団体等」といいます。)</mark> が自治に重要な役割を果たすことを認識し、 <u>地域活動団体等</u> を守り育てます。	第5章 コミュニティ 第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を 果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。
2 市民は、 <mark>地域活動団体等</mark> の活動への積極的な参加に努 めます。	2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。
3 地域活動団体等は、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。	3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性 化に向けて取組を進めます。
4 市長は、 <mark>地域活動団体等</mark> の活動に財政的な支援その他必要な支援を行うともに、地区公民館等を活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。	4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。
	5 市長は、地区公民館等をコミュニティの活動の拠点施設 と位置づけ、その充実及び強化に努めます。
(地域活動団体の役割) 第13条の2 地域活動団体は、その地域における市民の主体的な活動及び助け合いの拠りどころになるとともに、地域の将来を見据え、その特性を活かした課題解決を図り、豊かで住みよい地域づくりを実現する役割を担うものとします。	
(非営利活動団体の役割) 第13条の3 非営利活動団体は、その活動が広く市民に理解されるよう努めるとともに、自らの社会的意義及び責任を自覚し、専門的知識を活かしたまちづくりを実現する役割を担うものとします。	

*2 コミュニティには、自治会などの地縁的な住民組織である「地域コミュニティ」と、NPO などの特定のテーマで活動する市民組織である「テーマコミュニティ」があります。

5 | 災害等に対する「日頃からの備え」などの視点を追加します。

(1) 見直しの理由

近年の頻発化し、激甚化する災害等を受けて、自助及び共助による災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。災害等は、いつどこで発生するか予測が困難であり、日頃から備えておくことが欠かせないため、「日頃から災害等の発生に備える」ことを条文として追加します。

また、「共助」の考え方のもと、災害等の発生時において地域で助け合うためには、自主防災組織等の組織的な協力体制を通じたつながりに加え、隣近所の付き合いのような緩やかなつながりを持っておくことが大切です。共助においても、多様な主体同士の幅広い関係の構築が求められることを踏まえ、「協力体制の整備」から「関係の構築」へ表現を変更します。

(2) 条文の見直し案

変更後	変更前
1、2(略)	1、2(略)
の発生時には自らの安全 <mark>を確保し、</mark> 地域において相互に助け	3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るととも に地域において相互に助け合えるよう、協力体制の整備に 努めます。